

鹿児島県障害者自立支援総合対策事業に取り組んでいます!!

鹿児島県社会福祉協議会では、平成19年度において鹿児島県から障害者自立支援総合対策事業の一部を受託しました。

この事業は、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に移行準備中の事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業として実施し、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的としているものです。

主な事業の経過報告

I 地域自立支援協議会の立ち上げ・運営の支援

障害者が地域で安心して生活するための相談支援体制の構築を図るため、先進地である滋賀県から特別アドバイザーを招聘し、県内各地区を巡回して、圏域及び市町村ごとの相談支援体制の整備や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的な支援を行っています。

1月末までに14地区において巡回指導・支援を実施しています。



II 小規模作業所等への新体系移行支援コンサルタント派遣事業

障害者自立支援法が施行され、これまでは身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとにサービス提供や利用の方法が異なっていた仕組みを、法施行後は、新しい体系に変更する必要が生じました。このため、旧体系からの移行を検討している小規模作業所、小規模授産施設等が「地域活動支援センター」など新しいサービス事業所へ円滑に移行できるよう支援するため、希望があった10事業所について新体系移行支援コンサルティングを行っています。

また、経理事務研修会や法人格取得のための移行推進研修会も開催しました。



III 就労支援ネットワーク体制整備の支援

障害者の就労支援に少しでも役立つために、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、養護学校等地域の関係機関が共同して就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携して、情報の共有化を図っていくことが重要です。

このため、就労支援に関する先進的な事例や取り組みを行っている地域から講師を招き、研修会を開催する等、県内の就労支援ネットワーク体制の整備の促進を図っています。

IV 障害者を支援する障害福祉人材育成研修の実施

各地域で、障害者の日常生活の相談、支援等に当たっている方々が障害者自立支援法に基づき「相談支援従事者」、「行動援護従業者」及び「サービス管理責任者」等の資格を取得して、新サービス体系事業の円滑な運営ができるよう支援するために、「障害福祉人材育成研修」を9月から12月にかけて実施しました。延べ674名の方が受講されました。

